

※現在、お取扱いを休止しております。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

【「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例】

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 保険の特徴としくみについて
- 健康状態や職業などの告知について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」はお申込みいただくご契約の内容や、ご契約のともなう重要なことごらのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

保険販売資格をもつ募集人について

三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- 「コソコソ持続成長ジャンプ」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「コソコソ持続成長ジャンプ」は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は「コソコソ持続成長ジャンプ」の引受保険会社である明治安田生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

契約内容のご照会、各種お手続きは、以下にお申し出ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター
月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-662-332

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

http://www.bk.mufig.jp

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ http://www.meijiyasuda.co.jp/

5年ごと利差配当付増終身保険(低解約返戻金型)

コソコソ 持続成長ジャンプ

特に重要なお知らせ
(契約概要・注意喚起情報)
兼
商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「I. 商品パンフレット」、「II. 特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」で構成されています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

「コソコソ持続成長ジャンプ」は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

MUFG 三菱東京UFJ銀行

引受保険会社

明治安田生命

※現在、お取扱いを休止しております。

商品
パンフレット

はじめにご確認ください。

1. この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

2. この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、**書面により**お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

※明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、この取り扱いはできません。

3. 解約返戻金について

保険料払込期間中の解約返戻金は**必ず既払込保険料相当額を下回ります**。また、契約の型・契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

入院中の方を被保険者とするご契約はお申込みいただけません。

主な取扱内容

| 契約の型 | 2倍型 | 3倍型 |
|----------------|--|---|
| 契約年齢範囲 | 16歳～65歳(満年齢) | 16歳～70歳(満年齢) |
| 保険料払込期間 | 16歳～44歳：10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳：10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳：10年のみ | 16歳～44歳：10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳：10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳～70歳：10年のみ |
| 最低基本保険金額 | 80万円 | |
| 告知書扱の基本保険金額上限* | 16歳～39歳：1,500万円 40歳～49歳：1,000万円 50歳～60歳：500万円 61歳～70歳：250万円(【2倍型】は65歳まで) | |
| 保険料払込方法 | 月掛(毎月1回の払い込み) 新年掛(毎年1回の払い込み) | ※保険料払込方法は変更可能です。 ※保険料の一括払(前納)は取り扱いません。 |
| 告知・診査方法 | 告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱(診査医扱) ※告知書扱でお申込みできる場合でも、告知事項に該当する病歴があるときは、医的情報量が多い個人健康診断書扱や嘱託医扱(診査医扱)でのお申込みをおすすめします。 | |
| 基本保険金額の増額・減額 | 増額：取り扱いません 減額：取り扱います | |
| 契約者貸付 | 取り扱いません | |
| 払済保険への変更 | 取り扱いません | |

*同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。
※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

増加する
死亡保険金で…

- ☑ 万一の際の
ご家族の生活資金の準備
- ☑ ご家族に
「のこす」資金の準備
- ☑ ご自身の葬儀費用の準備
- ☑ 相続税の納税資金の準備

増加する
解約返戻金で…

- ☑ ゆとりある
老後生活の資金の準備
- ☑ お子さま・お孫さまの
教育資金・結婚資金の準備
- ☑ マイホーム資金の準備



コツコツ 持続成長ジャンプは
人生のさまざまなニーズに活かせる
終身保険です。

I
商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

コッ コッ 持続成長ジャンプ は死亡保険金と解約 返戻金とともに増加していく終身保険です!

特徴 I 契約の型を【2倍型】と【3倍型】の2つの型から選択できます!

⚠️ ・ご契約後、契約の型を変更することはできません。

特徴 II ご契約後一定期間は死亡保険金が増加します!

- 基本保険金額の20% (単利) ずつ毎年死亡・高度障害保険金額が増加します。
- 【2倍型】は契約日の1年後から、基本保険金額の2倍まで増加します。
- 【3倍型】は契約日の1年後から、基本保険金額の3倍まで増加します。

特徴 III 期間の経過とともに解約返戻金が増加します!

- 解約返戻金は、特に保険料払込期間満了直後に増加します。

⚠️ ・保険料払込期間中の解約返戻金は、必ず既払込保険料相当額を下回ります。特にご契約後短期間の解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。また、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

■ 保険料払込期間中の解約返戻金について

この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。保険料払込期間中の解約返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

■ 保険料の払込免除について

被保険者が明治安田生命所定の障害状態に該当された場合、その後の保険料のお払い込みは免除され、保険料のお払い込みがあったものとして保障は継続されます。くわしくは16ページをご覧ください。

用語のご説明

<基本保険金額>

保険金を支払う場合の基準となる金額です。保険契約締結の際に、契約者が定めます。なお、基本保険金額が減額された場合は、減額後の金額になります。

<契約日>

保険期間の起算日であり、保険料を算出する際の年齢の計算の基準日となります。月掛の場合は、お申込みと告知(診査)がともに完了した日の属する月の翌月1日となり、新年掛の場合は、お申込みと告知(診査)がともに完了した日となります。

<保険金通増期間>

ご契約当初の【2倍型】5年間、【3倍型】10年間のことをいい、この期間は基本保険金額の20% (単利) ずつ、毎年死亡保険金額が増加します。保険金通増期間終了後、死亡保険金額は一生にわたり一定となります。

■ しくみ(【2倍型】と【3倍型】の2つの型から選択します)

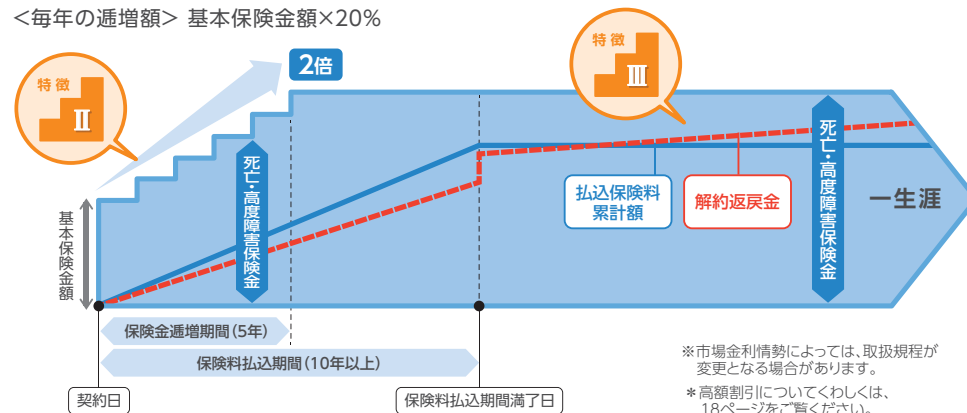
死亡保険金が基本保険金額の2倍まで増加します。

【2倍型】

商品のしくみ(イメージ図)

| 保険金通増期間終了後の死亡・高度障害保険金額 | 保険金通増期間 | 保険料払込期間 | 高額割引*の適用条件 |
|------------------------|---------|---------|----------------|
| 基本保険金額×2倍 | 5年 | 10年以上 | 基本保険金額 500万円以上 |

<毎年の通増額> 基本保険金額×20%



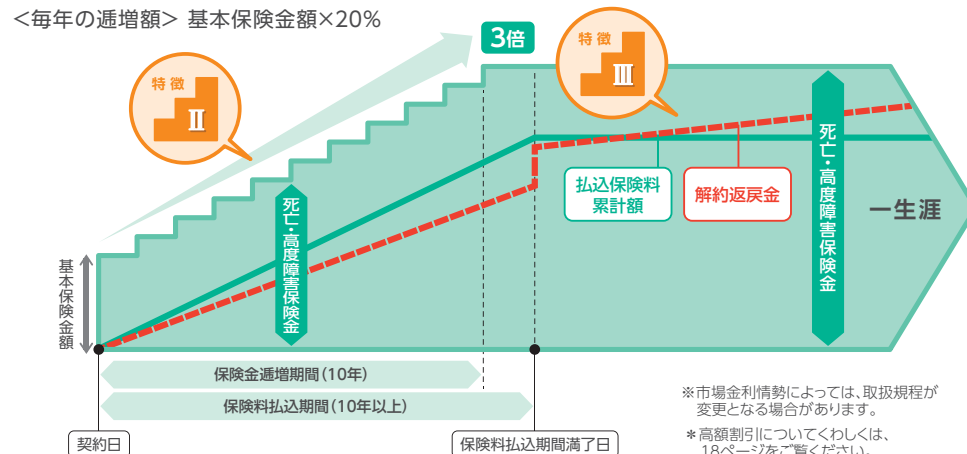
死亡保険金が基本保険金額の3倍まで増加します。

【3倍型】

商品のしくみ(イメージ図)

| 保険金通増期間終了後の死亡・高度障害保険金額 | 保険金通増期間 | 保険料払込期間 | 高額割引*の適用条件 |
|------------------------|---------|---------|----------------|
| 基本保険金額×3倍 | 10年 | 10年以上 | 基本保険金額 340万円以上 |

<毎年の通増額> 基本保険金額×20%



I 商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

ご加入のイメージ | ニーズに合わせてさまざまな 資金準備に役立ちます!

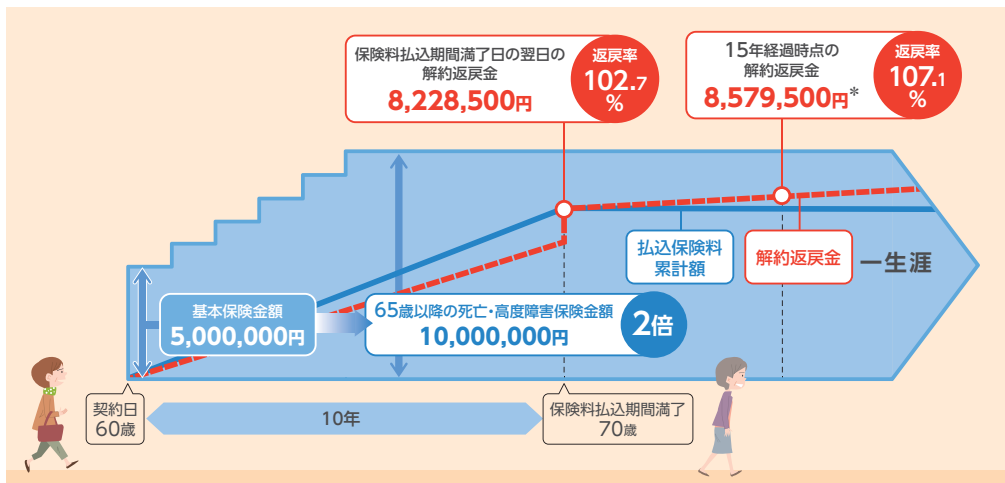


ご家族のために「のこす」資金を準備したい方

[2倍型]・保険料払込期間10年でご加入。
将来誰がどれだけ受け取るかを
あらかじめ決めておくことができます。



- 契約例
- 被保険者 60歳・女性
 - 基本保険金額 500万円
 - 払込保険料総額 8,005,600円
 - 新年掛
 - 毎回の保険料 800,560円
 - 保険料払込期間 10年
 - (高額割引適用あり)
- [2倍型]**

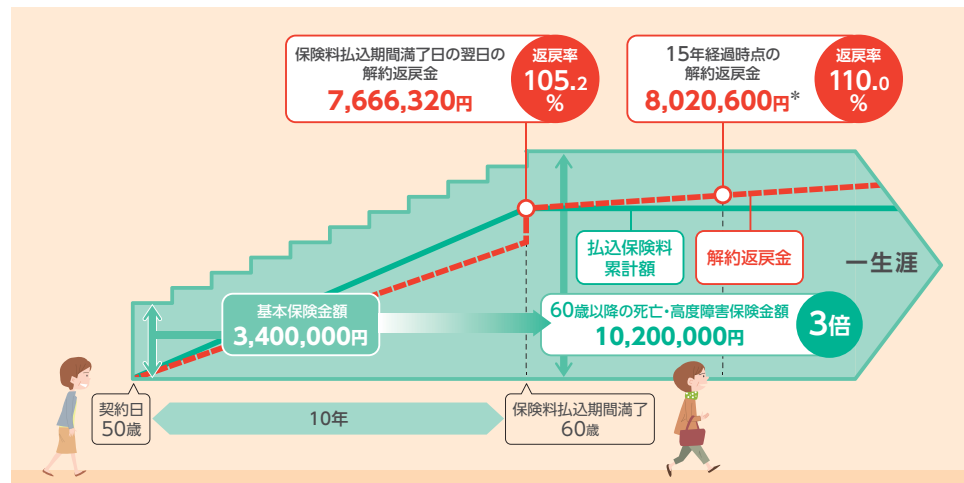


資産運用をお考えの方

[3倍型]・保険料払込期間10年でご加入。
高額割引制度を活用することでさらに
返戻率が高まります。



- 契約例
- 被保険者 50歳・女性
 - 基本保険金額 340万円
 - 払込保険料総額 7,285,970円
 - 新年掛
 - 毎回の保険料 728,597円
 - 保険料払込期間 10年
 - (高額割引適用あり)
- [3倍型]**



お子さまの教育資金を準備したい方①

[2倍型]・保険料払込期間10年でご加入。
被保険者が万一の場合は、死亡保険金を教育資金に
あてることができます。



- 契約例
- 被保険者 40歳・男性(お子さま3歳)
 - 基本保険金額 100万円
 - 払込保険料総額 1,416,340円
 - 新年掛
 - 毎回の保険料 141,634円
 - 保険料払込期間 10年
 - (高額割引適用なし)
- [2倍型]**

15年経過時点(お子さま18歳)の
解約返戻金 **1,523,900円*** 返戻率 **107.5%**

お子さまの教育資金を準備したい方②

[3倍型]・保険料払込期間15年でご加入。
被保険者が万一の場合は、死亡保険金を教育資金に
あてることができます。



- 契約例
- 被保険者 30歳・男性(お子さま0歳)
 - 基本保険金額 100万円
 - 払込保険料総額 1,976,850円
 - 新年掛
 - 毎回の保険料 131,790円
 - 保険料払込期間 15年
 - (高額割引適用なし)
- [3倍型]**

18年経過時点(お子さま18歳)の
解約返戻金 **2,146,300円*** 返戻率 **108.5%**

*各経過年数における契約応当日の前日時点の金額です。

※返戻率は解約返戻金額を払込保険料の総額で除して計算し、小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※保険料払込期間中の解約返戻金は必ず既払込保険料相当額を下回ります。また、契約の型・契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

保険料率：平成29年1月現在

I 商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

【2倍型】(10年払込)のご契約例



下記の数値は、ご契約の一例であり、契約年齢・基本保険金額・保険料払込期間・ご契約後の内容変更の有無等により数値が異なりますので、ご注意ください。

男 性

【基本保険金額100万円(高額割引適用なし)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | | | 15年 | | 20年 | |
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 10,066円 | 1,207,920円 | 120.9万円 | 100.0% | 126.6万円 | 104.8% | 132.7万円 | 109.9% |
| | 新年掛 | 117,519円 | 1,175,190円 | | 102.8% | | 107.7% | | 112.9% |
| 30歳 | 月掛 | 11,019円 | 1,322,280円 | 132.8万円 | 100.5% | 139.1万円 | 105.2% | 145.7万円 | 110.2% |
| | 新年掛 | 128,651円 | 1,286,510円 | | 103.2% | | 108.1% | | 113.2% |
| 40歳 | 月掛 | 12,131円 | 1,455,720円 | 145.8万円 | 100.1% | 152.3万円 | 104.6% | 159.1万円 | 109.3% |
| | 新年掛 | 141,634円 | 1,416,340円 | | 102.9% | | 107.5% | | 112.3% |
| 50歳 | 月掛 | 13,427円 | 1,611,240円 | 159.2万円 | 98.8% | 165.8万円 | 102.9% | 172.4万円 | 106.9% |
| | 新年掛 | 156,757円 | 1,567,570円 | | 101.5% | | 105.8% | | 109.9% |
| 60歳 | 月掛 | 14,980円 | 1,797,600円 | 172.5万円 | 95.9% | 178.4万円 | 99.2% | 184.0万円 | 102.3% |
| | 新年掛 | 174,892円 | 1,748,920円 | | 98.6% | | 102.0% | | 105.2% |

女 性

【基本保険金額100万円(高額割引適用なし)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | | | 15年 | | 20年 | |
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 9,448円 | 1,133,760円 | 113.5万円 | 100.1% | 118.9万円 | 104.8% | 124.6万円 | 109.9% |
| | 新年掛 | 110,308円 | 1,103,080円 | | 102.9% | | 107.7% | | 112.9% |
| 30歳 | 月掛 | 10,350円 | 1,242,000円 | 124.7万円 | 100.4% | 130.6万円 | 105.2% | 136.9万円 | 110.2% |
| | 新年掛 | 120,842円 | 1,208,420円 | | 103.2% | | 108.1% | | 113.3% |
| 40歳 | 月掛 | 11,371円 | 1,364,520円 | 137.0万円 | 100.4% | 143.4万円 | 105.0% | 150.2万円 | 110.0% |
| | 新年掛 | 132,756円 | 1,327,560円 | | 103.2% | | 108.0% | | 113.1% |
| 50歳 | 月掛 | 12,526円 | 1,503,120円 | 150.3万円 | 100.0% | 157.2万円 | 104.6% | 164.4万円 | 109.4% |
| | 新年掛 | 146,246円 | 1,462,460円 | | 102.7% | | 107.5% | | 112.4% |
| 60歳 | 月掛 | 13,837円 | 1,660,440円 | 164.5万円 | 99.1% | 171.5万円 | 103.3% | 178.4万円 | 107.4% |
| | 新年掛 | 161,552円 | 1,615,520円 | | 101.8% | | 106.2% | | 110.4% |

【基本保険金額500万円(高額割引適用あり)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | | | 15年 | | 20年 | |
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 49,730円 | 5,967,600円 | 604.5万円 | 101.3% | 633.2万円 | 106.1% | 663.9万円 | 111.2% |
| | 新年掛 | 580,395円 | 5,803,950円 | | 104.1% | | 109.0% | | 114.3% |
| 30歳 | 月掛 | 54,495円 | 6,539,400円 | 664.4万円 | 101.6% | 695.8万円 | 106.4% | 728.6万円 | 111.4% |
| | 新年掛 | 636,055円 | 6,360,550円 | | 104.4% | | 109.4% | | 114.5% |
| 40歳 | 月掛 | 60,055円 | 7,206,600円 | 729.2万円 | 101.1% | 761.9万円 | 105.7% | 795.6万円 | 110.4% |
| | 新年掛 | 700,970円 | 7,009,700円 | | 104.0% | | 108.6% | | 113.5% |
| 50歳 | 月掛 | 66,535円 | 7,984,200円 | 796.2万円 | 99.7% | 829.4万円 | 103.8% | 862.0万円 | 107.9% |
| | 新年掛 | 776,585円 | 7,765,850円 | | 102.5% | | 106.8% | | 110.9% |
| 60歳 | 月掛 | 74,300円 | 8,916,000円 | 862.5万円 | 96.7% | 892.4万円 | 100.0% | 920.0万円 | 103.1% |
| | 新年掛 | 867,260円 | 8,672,600円 | | 99.4% | | 102.9% | | 106.0% |

【基本保険金額500万円(高額割引適用あり)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | | | 15年 | | 20年 | |
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 46,640円 | 5,596,800円 | 567.7万円 | 101.4% | 594.5万円 | 106.2% | 623.1万円 | 111.3% |
| | 新年掛 | 544,340円 | 5,443,400円 | | 104.2% | | 109.2% | | 114.4% |
| 30歳 | 月掛 | 51,150円 | 6,138,000円 | 623.6万円 | 101.6% | 653.3万円 | 106.4% | 684.6万円 | 111.5% |
| | 新年掛 | 597,010円 | 5,970,100円 | | 104.4% | | 109.4% | | 114.6% |
| 40歳 | 月掛 | 56,255円 | 6,750,600円 | 685.1万円 | 101.4% | 717.0万円 | 106.2% | 751.0万円 | 111.2% |
| | 新年掛 | 656,580円 | 6,565,800円 | | 104.3% | | 109.2% | | 114.3% |
| 50歳 | 月掛 | 62,030円 | 7,443,600円 | 751.6万円 | 100.9% | 786.3万円 | 105.6% | 822.2万円 | 110.4% |
| | 新年掛 | 724,030円 | 7,240,300円 | | 103.8% | | 108.6% | | 113.5% |
| 60歳 | 月掛 | 68,585円 | 8,230,200円 | 822.8万円 | 99.9% | 857.9万円 | 104.2% | 892.0万円 | 108.3% |
| | 新年掛 | 800,560円 | 8,005,600円 | | 102.7% | | 107.1% | | 111.4% |

※経過年数とは契約日から各年の契約応当日の前日までの期間を指し、経過年数15年・20年の解約返戻金額は各契約応当日の前日時点
 ※返戻率は解約返戻金額を払込保険料の総額で除して計算し、小数第2位以下を切り捨て表示しています。 ※保険料払込期間中の解約

の金額を表示しています。 ※解約返戻金額は千円未満を切り捨て表示しています。
 返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。

保険料率：平成29年1月現在

I
商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

【3倍型】(10年払込)のご契約例



下記の数値は、ご契約の一例であり、契約年齢・基本保険金額・保険料払込期間・ご契約後の内容変更の有無等により数値が異なりますので、ご注意ください。

男 性

【基本保険金額100万円(高額割引適用なし)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 15年 | | 20年 | |
| | | | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 14,963円 | 1,795,560円 | 181.3万円 | 100.9% | 189.9万円 | 105.7% | 199.1万円 | 110.9% |
| | 新年掛 | 174,697円 | 1,746,970円 | | 103.8% | | 108.7% | | 114.0% |
| 30歳 | 月掛 | 16,381円 | 1,965,720円 | 199.3万円 | 101.4% | 208.7万円 | 106.1% | 218.6万円 | 111.2% |
| | 新年掛 | 191,245円 | 1,912,450円 | | 104.2% | | 109.1% | | 114.3% |
| 40歳 | 月掛 | 17,981円 | 2,157,720円 | 218.7万円 | 101.3% | 228.5万円 | 105.9% | 238.6万円 | 110.6% |
| | 新年掛 | 209,933円 | 2,099,330円 | | 104.2% | | 108.8% | | 113.6% |
| 50歳 | 月掛 | 19,740円 | 2,368,800円 | 238.8万円 | 100.8% | 248.8万円 | 105.0% | 258.5万円 | 109.1% |
| | 新年掛 | 230,472円 | 2,304,720円 | | 103.6% | | 107.9% | | 112.2% |
| 60歳 | 月掛 | 21,654円 | 2,598,480円 | 258.7万円 | 99.5% | 267.7万円 | 103.0% | 276.0万円 | 106.2% |
| | 新年掛 | 252,816円 | 2,528,160円 | | 102.3% | | 105.9% | | 109.1% |
| 70歳 | 月掛 | 23,972円 | 2,876,640円 | 276.1万円 | 95.9% | 283.0万円 | 98.4% | 288.7万円 | 100.3% |
| | 新年掛 | 279,876円 | 2,798,760円 | | 98.6% | | 101.1% | | 103.1% |

女 性

【基本保険金額100万円(高額割引適用なし)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 15年 | | 20年 | |
| | | | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 14,062円 | 1,687,440円 | 170.3万円 | 100.9% | 178.3万円 | 105.6% | 186.9万円 | 110.7% |
| | 新年掛 | 164,174円 | 1,641,740円 | | 103.7% | | 108.6% | | 113.8% |
| 30歳 | 月掛 | 15,399円 | 1,847,880円 | 187.1万円 | 101.2% | 195.9万円 | 106.0% | 205.3万円 | 111.1% |
| | 新年掛 | 179,780円 | 1,797,800円 | | 104.0% | | 109.0% | | 114.2% |
| 40歳 | 月掛 | 16,891円 | 2,026,920円 | 205.5万円 | 101.4% | 215.1万円 | 106.1% | 225.3万円 | 111.1% |
| | 新年掛 | 197,202円 | 1,972,020円 | | 104.2% | | 109.0% | | 114.2% |
| 50歳 | 月掛 | 18,540円 | 2,224,800円 | 225.4万円 | 101.3% | 235.9万円 | 106.0% | 246.6万円 | 110.8% |
| | 新年掛 | 216,453円 | 2,164,530円 | | 104.1% | | 108.9% | | 113.9% |
| 60歳 | 月掛 | 20,351円 | 2,442,120円 | 246.8万円 | 101.0% | 257.3万円 | 105.3% | 267.6万円 | 109.5% |
| | 新年掛 | 237,602円 | 2,376,020円 | | 103.8% | | 108.3% | | 112.6% |
| 70歳 | 月掛 | 22,433円 | 2,691,960円 | 267.7万円 | 99.4% | 276.7万円 | 102.8% | 284.4万円 | 105.6% |
| | 新年掛 | 261,913円 | 2,619,130円 | | 102.2% | | 105.6% | | 108.6% |

【基本保険金額340万円(高額割引適用あり)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 15年 | | 20年 | |
| | | | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 50,263円 | 6,031,560円 | 616.5万円 | 102.2% | 645.8万円 | 107.0% | 677.1万円 | 112.2% |
| | 新年掛 | 586,626円 | 5,866,260円 | | 105.1% | | 110.0% | | 115.4% |
| 30歳 | 月掛 | 55,084円 | 6,610,080円 | 677.7万円 | 102.5% | 709.7万円 | 107.3% | 743.2万円 | 112.4% |
| | 新年掛 | 642,889円 | 6,428,890円 | | 105.4% | | 110.4% | | 115.6% |
| 40歳 | 月掛 | 60,524円 | 7,262,880円 | 743.8万円 | 102.4% | 777.2万円 | 107.0% | 811.5万円 | 111.7% |
| | 新年掛 | 706,429円 | 7,064,290円 | | 105.2% | | 110.0% | | 114.8% |
| 50歳 | 月掛 | 66,504円 | 7,980,480円 | 812.1万円 | 101.7% | 846.0万円 | 106.0% | 879.2万円 | 110.1% |
| | 新年掛 | 776,261円 | 7,762,610円 | | 104.6% | | 108.9% | | 113.2% |
| 60歳 | 月掛 | 73,012円 | 8,761,440円 | 879.7万円 | 100.4% | 910.3万円 | 103.9% | 938.4万円 | 107.1% |
| | 新年掛 | 852,231円 | 8,522,310円 | | 103.2% | | 106.8% | | 110.1% |
| 70歳 | 月掛 | 80,893円 | 9,707,160円 | 938.9万円 | 96.7% | 962.4万円 | 99.1% | 981.5万円 | 101.1% |
| | 新年掛 | 944,235円 | 9,442,350円 | | 99.4% | | 101.9% | | 103.9% |

【基本保険金額340万円(高額割引適用あり)】

| 契約年齢 | 保険料払込方法 | 毎回の保険料 | 払込保険料総額 | 保険料払込期間(10年)満了日の翌日 | | 経過年数 | | | |
|------|---------|----------|------------|--------------------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 15年 | | 20年 | |
| | | | | | | 解約返戻金額 | 返戻率 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 20歳 | 月掛 | 47,199円 | 5,663,880円 | 579.0万円 | 102.2% | 606.3万円 | 107.0% | 635.6万円 | 112.2% |
| | 新年掛 | 550,848円 | 5,508,480円 | | 105.1% | | 110.0% | | 115.3% |
| 30歳 | 月掛 | 51,745円 | 6,209,400円 | 636.1万円 | 102.4% | 666.3万円 | 107.3% | 698.2万円 | 112.4% |
| | 新年掛 | 603,908円 | 6,039,080円 | | 105.3% | | 110.3% | | 115.6% |
| 40歳 | 月掛 | 56,818円 | 6,818,160円 | 698.8万円 | 102.4% | 731.3万円 | 107.2% | 766.0万円 | 112.3% |
| | 新年掛 | 663,143円 | 6,631,430円 | | 105.3% | | 110.2% | | 115.5% |
| 50歳 | 月掛 | 62,424円 | 7,490,880円 | 766.6万円 | 102.3% | 802.0万円 | 107.0% | 838.6万円 | 111.9% |
| | 新年掛 | 728,597円 | 7,285,970円 | | 105.2% | | 110.0% | | 115.1% |
| 60歳 | 月掛 | 68,582円 | 8,229,840円 | 839.2万円 | 101.9% | 875.1万円 | 106.3% | 909.8万円 | 110.5% |
| | 新年掛 | 800,503円 | 8,005,030円 | | 104.8% | | 109.3% | | 113.6% |
| 70歳 | 月掛 | 75,661円 | 9,079,320円 | 910.3万円 | 100.2% | 941.0万円 | 103.6% | 967.1万円 | 106.5% |
| | 新年掛 | 883,161円 | 8,831,610円 | | 103.0% | | 106.5% | | 109.5% |

※経過年数とは契約日から各年の契約応当日の前日までの期間を指し、経過年数15年・20年の解約返戻金額は各契約応当日の前日時点
 ※返戻率は解約返戻金額を払込保険料の総額で除して計算し、小数第2位以下を切り捨て表示しています。 ※保険料払込期間中の解約

の金額を表示しています。 ※解約返戻金額は千円未満を切り捨て表示しています。
 返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。

保険料率：平成29年1月現在

商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

ご契約者専用WEBサイト

MYほけんページをご活用

ください。

MYほけんページ

検索



スマートフォンでも登録できます
(一部機種除く)。

「MYほけんページ」は、簡単にご契約内容の照会ができるほか、便利な健康・医療・介護関連サービス

を利用できる、ご契約者専用WEBサイトです。

ご契約内容の照会

契約者ご自身で照会日時点の契約内容を確認することができます。

照会できる主な項目

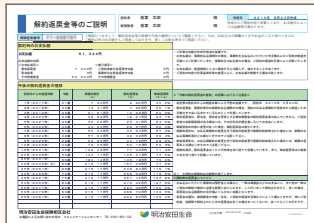
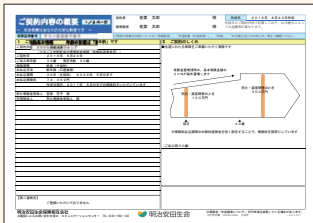
保険金額および保険料

解約返戻金額
(および以降の解約返戻金額の推移)

死亡保険金(給付金)受取人名

直近のお手続きの履歴

画面のイメージ



ご契約後のアフターフォロー

ご契約後に便利なサービスをご用意しています。

手続きができる主な項目

登録住所の変更手続き

控除証明書再発行のご請求

名義変更手続き書類のご請求

保険料振替口座変更手続き書類のご請求

●メールアドレスをご登録いただくと、明治安田生命からのご案内を電子メールでもお受け取りいただけます。

健康・医療関連サービス

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康・医療に関する電話相談を、24時間無料でお受けいたします。

提供:ALSOKあんしんケアサポート(株)

24時間妊産育児相談サービス

妊娠・出産と育児に関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:ALSOKあんしんケアサポート(株)

スポーツクラブ優待利用サービス

全国の提携施設の優待を受けられます。

提供:セントラルスポーツ(株)

郵送検診優待利用サービス

がん、メタボ、ピロリ菌などを簡単に検査できる郵送検診キットを優待価格でご利用いただけます。

提供:入交クワイエット(株)

介護・障がい関連サービス

電話による介護相談

介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が24時間無料でお応えします。
提供:明治安田システム・テクノロジー(株)

一人暮らしの母の物忘れが激しくなり心配なのですが…

介護施設の利用を検討していますが、誰でも利用できるのですか?

他県に転居すると、これまで受けていた介護サービスはどうなるのか…

自宅の改修や介護用の器材など、どこで準備すればよいのか…



電話相談を通じて、介護に関するさまざまなサービスをお取次ぎ・ご紹介いたします。

介護福祉機器購入・レンタル

介護食宅配サービス

安否見守りサービス

住宅改修



※購入代金およびサービス利用料金は、ご利用者負担となります(一部の商品・サービスについては優待を受けられます)。

障がい相談サービス

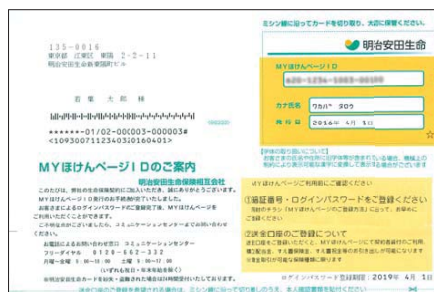
身体障がいに関するお悩みにも社会福祉士やケアマネジャーの資格を持つ相談員が電話でお応えします。
提供:明治安田システム・テクノロジー(株)

- リハビリテーション施設の案内
- 障がい者向けサービスの案内

- 障がい者向け就労支援機関の案内
- 障がい者サポート・患者会紹介

※これらのサービスは、平成29年1月現在のものであり、サービスの内容・対象は将来変更される場合があります。
※取次・紹介先の事業者が提供するサービスに関する紛争・トラブルにつきましては、明治安田生命、明治安田システム・テクノロジーは一切の責任を負いません。

「MYほけんページIDのご案内」見本



※明治安田生命の生命保険にお申込みいただくと、同時に「MYほけんページ」にも申込みがされます。

※ご契約成立後に左記の「MYほけんページID」を郵送しますので、明治安田生命ホームページからご登録ください(ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます)。

※ご不明な点がございましたら、明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

お申込後のお電話によるお問い合わせ窓口

お申込後のお問い合わせはコミュニケーションセンターが承ります
(お申込前の商品内容に関するお問い合わせは、お取り扱いの金融機関までお願いします)。

明治安田生命コミュニケーションセンター

0120-662-332

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00

いずれも祝日・年末年始を除く

※お問い合わせは契約者ご本人さま(死亡保険金のご請求は受取人)からお願いいたします。
※「ご契約内容の照会」や「お手続き書類のご請求」等はご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でもご利用いただくことができます。

■次のような場合は
コミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等のご登録内容を変更する場合

被保険者がお亡くなりになった場合

死亡保険金受取人が
お亡くなりになった場合

死亡保険金受取人が認知症等により、
意思能力がなくなられた場合等、死亡
保険金受取人を新たに指定される場合

あなたの豊かで安心な老後をサポート

健康・医療に役立つ話題や介護費用・介護に関する
疑問など、知りたい情報をお届けします。

「MY介護の広場」では介護経験のない方からご家族の介護を行う方
まで、多くのみなさまに役立つ豊富な情報をご提供しています。介護の
基礎から、費用についての具体的事例、さまざまな疑問への回答まで、
みなさまのご要望にわかりやすくお応えします。



MY介護の広場

インターネットを通じて介護に関する情報を幅広く提供する総合情報サイトです。
老後を安心して迎えるためのお金の準備や、頭と体を健康に保つための情報など、誰もが知りた
い老後のことを、専門家のコラムや動画などで紹介しています。

MY介護の広場

検索

<http://www.my-kaigo.com/>

運営:明治安田システム・テクノロジー(株)



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

①生命保険証券・保険証券付属書

- ・送付方法:簡易書留
- ・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
- ※ただし、お申込み内容により、さらに日数を要する場合があります。

②MYほけんページIDのご案内

- ※ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます。

③口座振替予定のお知らせ(月掛のご契約)

- ・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、初回口座振替月(契約日の属する月の翌月)の中旬頃に発送

④生命保険料控除証明書

- ・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
- ・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険料払込期間中
(ご契約の翌年以降)

⑤口座振替予定のお知らせ(新年掛のご契約)

- ・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、毎年の口座振替月(年単位の契約応当日の属する月)の前月下旬頃に発送

⑥生命保険料控除証明書

- ・月掛(口座振替)のご契約 ⇒ 9月分の保険料のお振り替えを確認後、10月下旬頃に発送
- ・新年掛(口座振替)のご契約 ⇒ 1月から9月までのお振り替えの場合、9月下旬～10月下旬頃に発送
10月から12月までのお振り替えの場合、当社への着金を確認後に随時発送

保険期間中

⑦明治安田生命からのお知らせ

- ・発送時期:年1回(毎年9月～10月頃)

※本案内に掲載している内容は平成29年1月現在、郵送を予定しているものであり、将来変更が生じる場合がございますので、ご了承ください。

MEMO

Blank lined area for taking notes.

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項や、お申し込みの際に留意していただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-662-332
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみについて

■ 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付逓増終身保険(低解約返戻金型)

■ 商品の特徴

この商品は一生にわたる死亡・高度障害保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。

- ・ 契約日の1年後から、保険金額が基本保険金額の20%(単利)ずつ毎年増加します。
- ・ 保険金額は、「2倍型」は基本保険金額の2倍まで、「3倍型」は基本保険金額の3倍まで増加します。
- ・ 所定の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払い込みを免除して保障を継続します。
- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。保険料払込期間中の解約返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

■ 商品のしくみ

商品のしくみについては4ページをご覧ください。

3 保障内容について

■ 保険金等のお支払事由

| お支払いする保険金 | お支払いする場合 | お支払い額 | 受取人 |
|-----------|---|-------------------------------------|-----------------------|
| 死亡保険金 | 被保険者が死亡したとき | 基本保険金額 × 下表に定める率 ^② | 死亡保険金受取人 ^③ |
| 高度障害保険金 | 被保険者が所定の身体障害表の第1級の障害状態 ^① に該当したとき | | 被保険者 |

①障害状態についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

②基本保険金額に乘じる率

| 契約の型 | 第1 保険 年度 | 第2 保険 年度 | 第3 保険 年度 | 第4 保険 年度 | 第5 保険 年度 | 第6 保険 年度 | 第7 保険 年度 | 第8 保険 年度 | 第9 保険 年度 | 第10 保険 年度 | 第11 保険 年度以 降 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------------|
| 2倍型 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.6 | 1.8 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| 3倍型 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.6 | 1.8 | 2.0 | 2.2 | 2.4 | 2.6 | 2.8 | 3.0 |

③原則、被保険者の配偶者または2親等以内の血族から指定いただけます(6人まで)。

※保険年度とは、契約日または各年の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの1年ごとの期間をいいます。

※死亡保険金は、一時支払いのほか、すえ置支払い(すえ置期間は10年以下)も選択できます。



- ・ 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- ・ 契約の型・契約年齢・性別・保険料払込期間等によっては、保険金逓増期間中、死亡保険金額が払込保険料累計額を下回ることがあります。

■ 保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない主な事由については、21ページの「4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 保険料の払込免除について

被保険者が明治安田生命所定の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払い込みは免除され、保険料のお払い込みがあったものとして保障は継続されます。

<保険料のお払い込みが免除される場合>

被保険者が不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害表の第2級または第3級の障害状態*に該当したとき

*障害状態についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※現在、お取扱いを休止しております。

■ 特約について

代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者本人が事故や病気で寝たきりの状態になる等、ご請求を行う意思表示が困難な場合、所定の方が被保険者に代わって保険金等をご請求できる特約です。

<代理請求の対象となる保険金等>

- ・高度障害保険金
- ・リビング・ニーズ特約[通増終身用]の特約保険金
- ・契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除

<代理請求できる方>

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫等)
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めい等)

※死亡保険金受取人が変更された場合、代理請求人も変更されます。

リビング・ニーズ特約[通増終身用]

契約日から一定期間経過以降(「2倍型」は契約日から5年経過以降、「3倍型」は契約日から10年経過以降)、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、被保険者ご自身が死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求できる特約です。

※契約日から一定期間以内(「2倍型」は契約日から5年以内、「3倍型」は契約日から10年以内)は、余命6ヵ月以内と判断されるときでも、「特約保険金」はご請求いただけません。

※「特約保険金」のお支払いにあたっては、所定の利息(6ヵ月分)および保険料相当額を差し引きます。

※「特約保険金」は、代理請求特約が付加されており、かつ被保険者ご自身がご請求できない特別な事情があるときは、被保険者に代わり、代理請求人がご請求いただくこともできます。

4 お申込みに際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

| 契約の型 | 2倍型 | 3倍型 |
|-----------------------------------|--|--|
| 保険期間 | 終身 | |
| 契約年齢範囲 | 16歳～65歳(満年齢) | 16歳～70歳(満年齢) |
| 保険料払込期間 | 16歳～44歳：10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳：10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳：10年のみ | 16歳～44歳：10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳：10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳～70歳：10年のみ |
| 最低基本保険金額 | 80万円 | |
| 最高基本保険金額* (告知書扱の 基本保険金額上限*) | 16歳～19歳：2,500万円(1,500万円) 20歳～24歳：1億円(1,500万円) 25歳～39歳：1.5億円(1,500万円) 40歳～49歳：1.5億円(1,000万円) 50歳～60歳：1.5億円(500万円) 61歳～65歳：1.5億円(250万円) | 16歳～19歳：1,660万円(1,500万円) 20歳～24歳：6,660万円(1,500万円) 25歳～39歳：1億円(1,500万円) 40歳～49歳：1億円(1,000万円) 50歳～60歳：1億円(500万円) 61歳～65歳：1億円(250万円) 66歳～70歳：6,660万円(250万円) |
| 保険料払込方法 | 月掛(毎月1回の払い込み)・新年掛(毎年1回の払い込み) ※保険料払込方法は変更可能です。 ※保険料の一括払(前納)は取り扱いしません。 | |
| 告知・診査方法 | 告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱(診査医扱) ※告知書扱でお申込みできる場合でも、告知事項に該当する病歴があるときは、医的情報量が多い個人健康診断書扱や嘱託医扱(診査医扱)でのお申込みをおすすめします。 | |
| 基本保険金額の増額 | 取り扱いしません | |
| 基本保険金額の減額 | 取り扱いします | |
| 契約者貸付 | 取り扱いしません | |
| 保険料の自動振替貸付 | 取り扱いします | |
| 払済保険への変更 | 取り扱いしません | |

*同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

※基本保険金額や毎回の保険料等、ご契約の具体的な内容につきましては、この「契約概要」およびお申込内容を必ずご確認ください。

■ 保険料の高額割引について

お申込みの基本保険金額が所定の金額以上の場合、保険料の高額割引が適用され、所定の金額未満の場合と比べて割安な保険料でご加入いただけます。

<適用条件>

| 契約の型 | 基本保険金額 | 割引額 |
|------|---------|---------------------------------|
| 2倍型 | 500万円以上 | 基本保険金額100万円につき、月額120円(年額1,440円) |
| 3倍型 | 340万円以上 | 基本保険金額100万円につき、月額180円(年額2,160円) |

※ただし、減額等により基本保険金額が適用条件よりも小さくなった場合は、保険料の高額割引が適用されなくなるため、減額前の保険料に比べ割高となる場合があります。

II

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

II

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

※現在、お取扱いを休止しております。

注意喚起情報

「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- 特に、主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・毎回の保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名・預金種目、口座番号、口座名義人氏名〔カナ・漢字〕)
- ③お申込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 事務サービス企画部 ダイレクト事務サービスグループ
※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をお勧めします。

- 明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、お申込みの撤回等はできません。

2 健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)

- 契約者や被保険者には健康状態や職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の傷害状態、職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■保険料のお払込みについて

第1回目の保険料は、契約時に明治安田生命指定の口座にお振込みください。第2回目以降の保険料は、ご指定いただいた口座からの振替(引き落とし)となります。

| | 契約日 | 第2回目保険料の払込期月 | 保険料振替日 |
|-----|--------------------------------|-------------------|-------------|
| 月掛 | お申込みと告知(診査)がともに完了した日の属する月の翌月1日 | 契約日の属する月の翌月 | 払込期月の毎月27日* |
| 新年掛 | お申込みと告知(診査)がともに完了した日 | 契約日の翌年の契約応当日の属する月 | |

*その日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とします。

5 配当金・解約返戻金について

■配当金

・配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。

・配当金は明治安田生命所定の利率*で積み立てておき、契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

適用される利率については明治安田生命ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)でご確認ください。

■解約返戻金

・保険期間中に解約された場合の返戻金は、ご契約時に確定します。

・この商品は、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

・**保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、必ず既払込保険料相当額を下回ります。**

特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。契約の型・契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

※現在、お取扱いを休止しております。

■ 診査医扱いのご契約の場合には、明治安田生命が指定した医師がおりますので、その場合についても同様に、事実をありのままに正確にもれなくお答え(告知)ください。

■ 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命および明治安田生命が指定した医師が有しています。三菱東京UFJ銀行(募集代理店)の担当者(保険販売資格を持つ募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■ 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。

■ 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

■ 三菱東京UFJ銀行(募集代理店)の担当者(保険販売資格をもつ募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合(以下、「告知の妨害等」)には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等による告知の妨害等がなく、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3 保険契約が承諾となった場合、お申込みの受領と告知(診査)がともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

■ お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、お申込みの受領と告知(診査)がともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を負います。

■ 三菱東京UFJ銀行(募集代理店)の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

■ 明治安田生命が保障を開始する前に発病した疾病や、発生した傷害を原因とする場合。ただし、ご契約の際の告知等により、明治安田生命がその原因の発生を知っていた場合等には、お支払いすることがあります。

合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。

■ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合。

■ 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。

■ 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取り消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 保険料のお払い込みについて

■ この商品の保険料は、毎月または1年に1回、継続してお払い込みいただく必要があります。

■ 新年掛のご契約の場合、保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅(解約・死亡等)により、保険料のお払い込みが不要となった場合は、次の金額を払い戻します。

【お払戻し額】

すでに払い込まれた保険料のうち、「保険料の払い込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間*の末日までの月数」に対応する保険料

*払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間。

■ 保険料は払込期月内にお払い込みください。保険料のお払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間中にお払い込みがないとご契約は効力を失います(失効)。ご契約が失効した場合、死亡保険金・高度障害保険金等のお支払事由が発生しても、死亡保険金・高度障害保険金等をお支払いいたしません。

| | 払込期月 | 保険料払込猶予期間 |
|-----|----------------------------|------------------------|
| 月掛 | 月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間 | 払込期月の翌月1日から末日まで |
| 新年掛 | 年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間 | 払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで |

■ 保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、保険料の自動振替貸付が可能なときは、自動的に明治安田生命が所定の範囲内にて保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。ただし、契約者からあらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合には、この取り扱いはしません。

■ 口座振替のご契約の場合、保険料振替日(毎月27日)に保険料の振り替えができなかった場合は、翌月の保険料振替日に再度口座振替を行います。

※月掛の場合は、翌月の保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の振り替えを行います(残高が2ヵ月分の保険料に満たない場合は、1ヵ月分の保険料の振り替えを行います)。

※現在、お取扱いを休止しております。

■いったん失効したご契約でもご契約の失効後3年以内であれば、ご
できます。復活のお申込みに際しては、改めて告知が必要となります。告知にあたっては、明治
安田生命が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知ら
せ(告知)ください。

※告知内容等によっては、診査を必要とする場合があります。

※健康状態によっては、復活できないこともあります。

■ご契約の復活を明治安田生命が承諾した場合には、告知と、延滞保険料およびその利息のお払
い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■この商品は、払済保険への変更は取り扱いません。

6 解約・減額と返戻金について

■契約者はいつでもご契約を解約・減額することができます。この場合、契約者は返戻金を受け
取れます。ただし、解約された場合、ご契約は消滅します。

■お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等の支払い、ご契約の締結
や維持に必要な経費にあてられます。それらを除いた残額が解約・減額の際に払い戻されます。

■この商品は、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金を低く設定することで、保険料を
割安にしています。保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く
設定しない場合の額の7割となります。

■**保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、必ず既払込保険料相当額を下回ります。**
特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
契約の型・契約年齢・性別・経過年月数等によっては、**保険料払込期間満了後に解約された場合
でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。**

■基本保険金額の減額は、10万円単位で取り扱います(減額後の基本保険金額は80万円以上
必要です)。この場合、ご契約は減額された分だけ解約されたものとして扱います。

※基本保険金額80万円でご契約された場合、減額は取り扱いません。

7 保険金額等が削減される場合について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減
されることがあります。

■明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員
である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護
の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減される
ことがあります。

問合せ先：生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約 のお申込みをご検討されている方へ

■現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって
不利益となります。

- ・多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった
場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
- ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が
新たなご契約では保障されない場合があります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申込みをお断
りすることや、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取り消しとなる場合があります。

9 相互会社の社員の権利義務について

■明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代
会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」
となります。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な
義務としては保険料の払込義務があります。

10 生命保険の税金について

■生命保険料控除について

お払い込みいただいた保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{解約返戻金} - \text{必要経費(既払込保険料)} - \text{特別控除(50万円を限度とする)} \} \times 1/2$$

※他の一時所得と合算します。

※「必要経費」とは、既払込保険料から過去に必要な経費とした分を控除した残額です。ただし減額の場合は、減額時
の返戻金を上限とします。

※現在、お取扱いを休止しております。

高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約の特約保険金受取

高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約の特約保険金は、身体の傷害等に基づいて被保険者が受け取る場合、その全額が非課税となります。また、被保険者の配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族が代理請求された場合も、お支払いした保険金は、同様に非課税となります。

※非課税で受け取った保険金が、被保険者の相続財産として引き継がれる場合は、相続税の課税対象となります。

死亡保険金受取時にかかる税金について

契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

【ご契約例】

| | 契約者(保険料負担者) | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 税の種類 |
|---|-------------|--------|----------|-----------------------|
| ① | 本人 | 本人 | 配偶者(子) | 相続税 |
| ② | 本人 | 配偶者(子) | 本人 | 所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税 |
| ③ | 本人 | 配偶者(子) | 子(配偶者) | 贈与税 |

※くわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、平成28年12月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

11 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

■この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

12 保険金等のご請求について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

■被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求特約が付加されているときは、代理請求人からご請求いただけます。

■契約者は代理請求人となられる方に対し、「ご契約内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

■あらかじめリビング・ニーズ特約[通増終身用]を付加することにより、契約日から一定期間経過以降(「2倍型」は契約日から5年経過以降、「3倍型」は契約日から10年経過以降)、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求いただくことができます。

■明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

明治安田生命の個人情報のお取り扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じて、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

■明治安田生命の個人情報の取り扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆なお、保健医療等の微機(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。